

◆ 児童館に求められる役割・機能～原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も

児童館は、0～18 歳の子どもの地域における育ちを支える場であり、子どもの成長に応じて「遊び」を通じた健全育成のための事業を展開することが求められます。また、子どもと保護者が地域で安心して暮らせるように、親子の交流拠点や居場所として機能するとともに、不安や生活上の困難などに対応して必要な援助に結びつける福祉的な援助機能も非常に重要です。

また、児童館の運営について公共性を確保し、地域の子どもの健全育成という観点から地域の実情を正しく反映した事業展開を図っていくために、運営委員会の活動を活性化していくことも非常に重要です。

アンケート調査結果から児童館に求められる役割・機能について自治体及び児童館の意見をみると、次のようなテーマへの取り組みが今後の課題となっていることがわかります。

[現在取り組んでいるが、さらに取り組みが必要なテーマ]

- 乳幼児と親子の交流支援
- 子どもの遊び環境や体験の機会の提供
- 小学生の放課後の居場所機能
- 異年齢の子ども同士の交流
- 子ども・子育てに関する情報の収集と提供
- 地域住民や地域組織との交流・連携

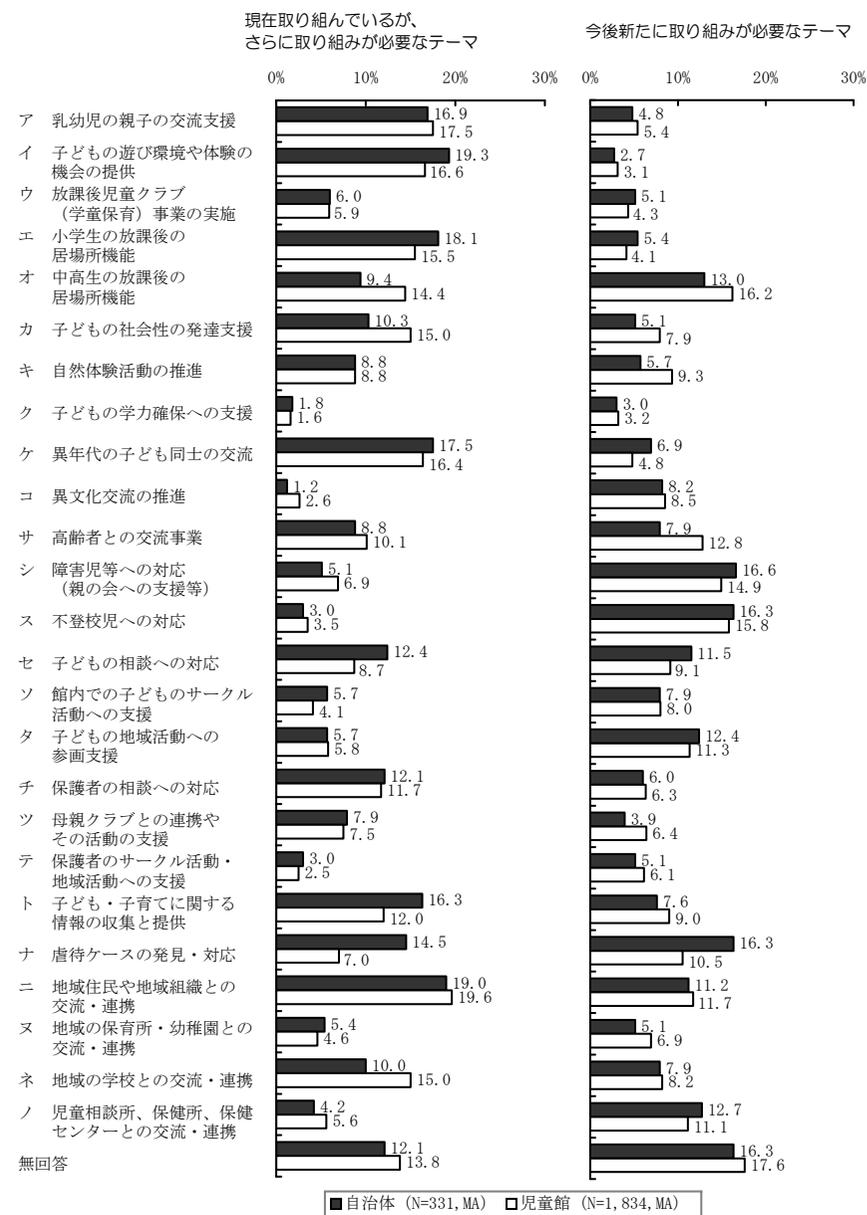
[今後新たに取り組みが必要なテーマ]

- 中高生の放課後の居場所機能
- 障害児等への対応（親の会への支援等）
- 不登校児への対応
- 子どもの地域活動への参画支援
- 虐待ケースの発見・対応
- 地域住民や地域組織との交流・連携
- 児童相談所、保健所、保健センターとの交流・連携

以上をみると、児童館については「子どもの遊び場・居場所機能」、「遊びを通じての人間形成」、「放課後児童の育成・指導」などの基本機能について一層の取り組みが必要と考えられているほか、中高生や障害児、不登校児への対応や地域連携といったテーマについての取り組みの幅を広げることが新たに必要とされているといえます。

児童館には、その原点に立ち返りながら、新たなニーズへの対応も視野に入れて、地域の子どもの健全育成と子育て支援の拠点として機能をさらに充実させていくことが求められているといえます。

児童館が担うべき役割・機能 [自治体・児童館調査]



地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。
(ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

② 実施状況

《実施箇所数》 4,889箇所 (H20年度交付決定ベース)
(ひろば型 1,251箇所、センター型 3,470箇所、児童館型 168箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

安心こども基金による補助有り

《国庫補助対象》 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定 (主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

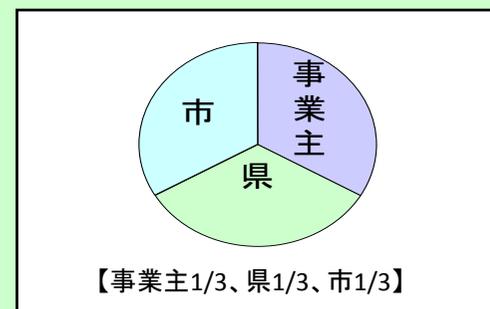
《国庫補助単価》 約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。



③ 費用額

《公費負担総額》 約300億円 (H21年度予算ベース)

乳児家庭全戸訪問事業(旧生後4か月までの全戸訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

② 実施状況

・実施箇所数: 1,247市町村(全市町村の7割強) (平成20年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務及び、事業実施の努力義務有り。))

(3) 事業開始規制等

都道府県知事への届出

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。